

（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指して

こどもの権利条約に定められたこどもの権利の理念に基づき、こどもの権利が保障されるよう、（仮称）和光市こどもの権利条例の制定について検討を行うことを、和光市こども計画（令和7年度～11年度）に記載している。

■こどもの権利4原則■

差別の禁止

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

生命、生存及び 発達に対する権利

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。

こどもの意見の 尊重

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの 最善の利益

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。

■検討にあたって

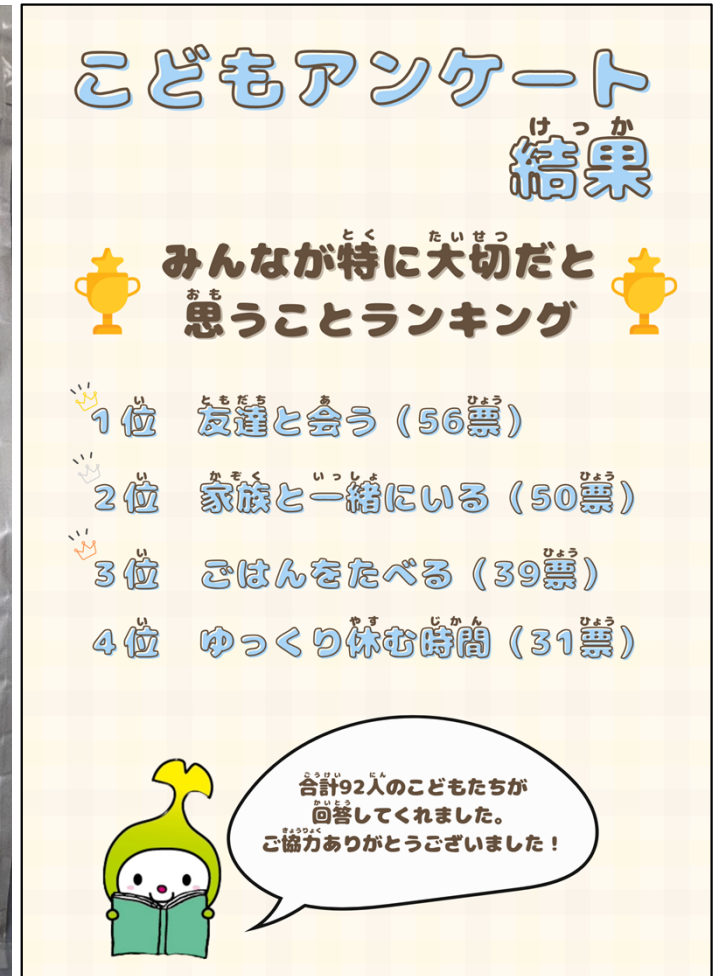
和光市子ども・子育て支援会議（以下「本会議」という。）で検討し、庁内関係部署での認識の共有や、課題等を分析する必要から、（仮称）和光市こどもの権利条例に関する庁内検討委員会を設置し、検討結果を本会議に報告する。

こどもの権利条約にあるこどもの権利を、条例でどう制度として具体化していくかということが、この（仮称）和光市こどもの権利条例に求められる。

和光市こども計画策定からの「こどもの権利」に関する取組

【令和7年度】

- ・ 3月 和光市こども計画策定 ・ 4月 広報わこう 4月号「こどもの権利」掲載
- ・ 5月 こどもの権利アンケート@わこらぼまつり ・ 6月 保育士研修「こどもの声を聴くということ」



- ・ 7月 「こどもの権利」講演会
- ・ 8月 広報わこう8月号「こどもの権利」掲載
- ・ 8月 こどもワークショップ2025（開催予定）
- ・ 8月 こども・若者部会開催（予定）
- ・ 8月 わこう★こども意見ぶらすリーダー任命（予定）
- ・ 人権に関する標語 等